International University of Health and Welfare
国際医療福祉大学

NEWS RELEASE

報道機関　各位

２０２２年　５月 １２日
学校法人 国際医療福祉大学

ウクライナ人学生のための特別奨学金制度を創設
3 年間で総額 5 億円以上を支援
ウクライナ避難民の皆さまへの医療サポートも提供

学校法人 国際医療福祉大学は、戦禍で学業継続が困難なウクライナ人を対象にした特別奨学金制度を創設しました。修学場所は成田キャンパスで、医学部（6 年間）と成田看護学部、成田保健医療学部が対象。奨学金によって修業期間の学費や教材費すべてと、生活費や住居費をまかなえる支給額としました。奨学金を利用して学んだ学生が将来、ウクライナに帰国し、医師や看護師、医療スタッフとして母国の医療、保健福祉分野の発展のために活躍することを願っています。

また、日本国に避難されるウクライナ人の皆さまに、国際医療福祉大学成田病院、国際医療福祉大学三田病院で、血液検査などの基礎的な健康チェックを、健康保険をお持ちでない方を対象に 7 月末まで無償で提供します。

＜修学場所＞　国際医療福祉大学成田キャンパス（千葉県成田市公津の杜４－３）

＜修学学科＞

・医学部　2023～25 年度に毎年 2 名以内を医学科に受け入れ、修学期間の 6 年間の学費、教材費、生活費、住居費、食費など一人当たり約 3000 万円を支給します。

・成田看護学部及び成田保健医療学部
看護、理学療法、作業療法、言語聴覚、放射線・情報科、医学検査の 6 学科で、23～25 年度に毎年 10 名以内を受け入れ、修学期間の 4 年間の学費、教材費、生活費、住居費など一人当たり約 1100 万円を支給します。

※応募資格や奨学金内容など詳細は別紙をご参照ください。

特別奨学金制度創設にあたり、本学の三浦総一郎大学院長・副学長、赤津晴子医学教育統括センター長が 4 月以降、在日ウクライナ大使館のオレクサンドル・セメニウク公使参事官らと協議を進め、今般の発表となりました。

※左から３人目がセメニウク公使参事官、４人目が三浦大学院長

■本件についてのお問い合わせ先■
国際医療福祉大学 東京事務所 広報部
東京都港区赤坂 ４-１-２６
TEL：03-5574-3828、FAX：03-5574-3827
E-mail: press@iuhw.ac.jp

国際医療福祉大学ウクライナ人医学部生のための特別奨学金制度

奨学金の概要

項目	内容
修学学科	国際医療福祉大学（以下、IUHW）医学部医学科
修学場所	成田キャンパス
募集人数	2023 年度入学から 2025 年度入学までの 3 年間にわたり、年 2 名以内。
応募者の資格・条件	1．年齢 30 歳以下（2025 年 4 月 1 日時点で） 2．学歴 ・母国の国立医科大学に在籍中で、成績優秀（学年上位 20 位）の者で、且つ大使館または大学からの推薦を受けた者。 3．英語能力 英語による医学部の授業に適応できる能力 ―原則として IELTS6.0 もしくはそれと同等の資格 ※医学部に入学するにあたり、日本語の準備教育が必要な者は留学生別科にて日本語教育を受けることができる。留学生別科での修学期間中も奨学金を支給する。
奨学金内容	修学期間である 6 年間にわたる奨学金を支給する。 奨学金には次の費用が含まれる。 1．6 年間にわたる学士課程の学費（入学金、実験実習費、および施設設備費）6 年間の合計：18,770,000 円 2．教材費、学会参加、ユニフォームなどのその他学術関連費用 （IUHW による許可を条件として、年間 30 万円までの現物支給） 6 年間の合計：1,800,000 円 3．生活費（月 8 万円）6 年間の合計：5,760,000 円 4．住居費（大学が住居提供）6 年間の合計：1,440,000 円 5．食費（朝食・夕食）6 年間の合計：2,160,000 円 6．住居と大学間の交通費（必要に応じて） **6 年間の一人当たりの奨学金支給額総計：29,930,000 円** ※母国と日本間の渡航費用は奨学金に含まれません。 ※留学生別科での修学期間の生活費は月額 4 万円
奨学生の遵守事項	なし

国際医療福祉大学ウクライナ人学生のための特別奨学金制度

奨学金の概要

項目	内容
修学学科	国際医療福祉大学（以下、IUHW）成田看護学部または保健医療学部の擁する下記の学科。 １．看護学科 ２．理学療法学科 ３．作業療法学科 ４．言語聴覚学科 ５．放射線・情報科学科 ６．医学検査学科
修学場所	成田キャンパス
募集人数	2023 年度入学から 2025 年度入学までの 3 年間にわたり、年 10 名以内。
応募者の資格・条件	１．年齢 30 歳以下（2025 年 4 月 1 日時点で） ２．学歴 ・高等学校卒業以上もしくは同等のもの。 ３．日本語能力 入学するにあたり適切な日本語能力 ―原則として JLPT N2 もしくはそれと同等の資格 ※学部に入学するにあたり、日本語の準備教育が必要な者は留学生別科にて日本語教育を受けることができる。留学生別科での修学期間中も奨学金を支給する。
奨学金内容	修学期間である 4 年間にわたる奨学金を支給する。 奨学金には次の費用が含まれる。 １．4 年間にわたる学士課程の学費（入学金、実験実習費、および施設設備費）4 年間の合計：6,320,000 円 ２．教材費、学会参加、ユニフォームなどのその他学術関連費用 （IUHW による許可を条件として、年間 20 万円までの現物支給） 4 年間の合計：800,000 円 ３．生活費（月 6 万円）4 年間の合計：2,880,000 円 ４．住居費（大学が住居提供）4 年間の合計：960,000 円 ５．住居と大学間の交通費（必要に応じて） **4 年間の一人当たりの奨学金支給額総計：10,960,000 円** ※母国と日本間の渡航費用は奨学金に含まれません。 ※留学生別科での修学期間の生活費は月額 4 万円。
奨学生の遵守事項	